

新産業廃棄物最終処分場の 整備について

＜住民説明会でいただいたご意見等への回答＞

令和2年8月10日時点

令和2年8月
茨城県

これまでの住民説明会で頂戴したご意見等に対する県の考え方を改めて回答いたします。

引き続き、新たな産業廃棄物最終処分場の整備に対してのご不安や疑問に思われる点などがありましたら、ご意見を是非お聞かせいただきたいと存じます。

なお、今後開催される住民説明会でのご意見を踏まえ、内容を更新してまいります。

目次

1	道路・交通安全について	1
	【全般的な対応について】	1
	(1) 搬入車両台数について	1
	(2) 搬入ルートについて	2
	(3) 交通安全対策について	4
	(4) 渋滞対策について	5
	(5) 建設中の工事車両対策について	5
2	周辺環境への影響について	6
	(1) 騒音・振動について	6
	(2) 運搬時の廃棄物の飛散について	6
	(3) 水質について	7
	(4) 処分場の臭いについて	7
	(5) 自然環境や健康への影響について	8
	(6) 観測データの公表について	8
3	水処理について	9
	(1) 遮水シートについて	9
	(2) 浸出水処理施設について	10
	(3) 下水道について	10
	(4) 異常気象対策について	11
4	地質・地盤について	12
	(1) 活断層について	12
	(2) 地盤について	12
5	受入廃棄物について	13
	(1) 放射性物質を含む廃棄物について	13
	(2) 医療廃棄物について	13
	(3) アスベストについて	14
	(4) 県内廃棄物について	14
	(5) 県外廃棄物について	15
	(6) 受入基準について	15
	(7) 検査体制について	15
6	選定過程について	16
	(1) 評価手法について	16
	(2) 公表について	17
	(3) 評価の見直しについて	17
	(4) 次の処分場の検討について	18
7	新処分場の整備について	19
	(1) スケジュールについて	19
	(2) 新処分場の埋立・維持管理期間について	19
	(3) 埋立方法について	20
	(4) 跡地利用について	20

(5) 中間処理施設について	21
(6) 地域振興事業について	21
8 エコフロンティアかさま開業後の地域共生への取り組みについて	22
9 廃棄物削減への取り組みについて	23
10 その他	24

1 道路・交通安全について

【全般的な対応について】

〈県の回答〉

- ・県庁内で部局横断的に「新産業廃棄物最終処分場整備に伴う交通問題対策会議」を設置し、具体的な対応策を検討してまいります。

(1) 搬入車両台数について

(皆様からのご意見)

- ・1日の搬入車両台数見込みは。車両の大きさは。
- ・搬入時間の制限はあるのか。

〈県の回答〉

- ・新処分場の1日の搬入車両台数や車両の大きさ、また、搬入時間については、今後策定予定の基本計画の中で検討していくこととしております。
- ・現処分場エコフロンティアかさまへの産業廃棄物積載車両の搬入台数は1日約100台（車両往復1日約200台）となっており、車両の種別は、積載重量10トンのものが6割以上となっております。
- ・搬入時間帯は、9時～11時30分及び13時～16時30分となっております。
- ・新処分場でも同様に、通勤・通学時間を考慮した搬入時間の調整など、対策を講じてまいります。

(皆様からのご意見)

- ・エコフロンティアかさまは、搬入の曜日はあるのか。また、お盆や年末年始は営業しているのか。

〈県の回答〉

- ・エコフロンティアかさまの営業日は、月曜日から金曜日の平日（土日・祝日は営業しておりません）です。原則として、お盆や年末年始は営業しておりません。

(2) 搬入ルートについて

(皆様からのご意見)

- ・搬入ルートの想定は。

〈県の回答〉

- ・新処分場候補地への搬入車両のルートについては、現時点では以下を想定しております。

<想定ルート>

①北側からのルート

国道6号～油縄子交差点～市道～県道37号（県道日立常陸太田線）

②南側からのルート

国道6号～山側道路～常陸多賀駅入口交差点～国道6号～

油縄子交差点～市道～県道37号（県道日立常陸太田線）

③西側からのルート

国道349号～県道37号（県道日立常陸太田線）

(皆様からのご意見)

- ・大型車両の往来が今以上に増えることはとても心配。梅林通りを搬入ルートとすることは、反対である。搬入ルートをしっかり考えてほしい。
- ・既存の市道で市街地を横断するルートは、大久保小学校などの通学路などを通るため、絶対にやめてほしい。
- ・県が想定している搬入ルートでは、処分場整備は反対せざるを得ない。新しい道路を整備すべき。
- ・県道37号（県道日立常陸太田線）の西側からのルートは、道路が狭隘で、大型車の通行は現状ではできないのではないか。
- ・候補地の南側に林道があるので、そこを使ってほしい。
- ・山側道路から直接搬入するルートを考えてほしい。
- ・想定ルートだけでなく、他の案も早急に示して欲しい。

〈県の回答〉

- ・想定ルートである梅林通りや県道37号（県道日立常陸太田線）は、きょうあいぶ狭隘部、急カーブなどがあり、大型車両通行へのご不安の声もいただいておりますので、日立市や住民の皆様のご意見を伺いながら、道路対策や交通安全対策について可能な限り対応をしてまいります。
- ・大型車両の増加による市民生活への影響が極力少なくなるよう、様々な観点から搬入ルート等の対策についても検討してまいります。

(皆様からのご意見)

- ・山側道路から大久保中付近を抜けて太平田鉱山跡地まで抜ける林道があるはずなので、そこに新道を建設してはどうか。
- ・常磐高速道路から直接最終処分場へつながる専用道路、スマート IC を造ってはどうか。
- ・日立中央 IC までの山側道路を建設してほしい。
- ・国道 349 号から高鈴ヘトンネルを造るなど、最終処分場に直結する道路を検討してほしい。災害用にも使えるだろう。
- ・県内各地域から廃棄物が搬入されるのであれば、最終処分場への東西南北 4 本からの搬入道路を考えてほしい。
- ・道路専門のプロジェクトチームを作ってはどうか。

〈県の回答〉

- ・道路の新設については、これまでの住民説明会でも数多くご意見をいただいているところであり、林道や市道を活用できないかとのご提案もいただいております。県としても、重要な問題と考えておりますことから、皆様からのご提案について、今後調査し検討してまいります。
- ・県庁内で部局横断的に「新産業廃棄物最終処分場整備に伴う交通問題対策会議」を設置し、具体的な対応策を検討してまいります。(再掲)

(3) 交通安全対策について

(皆様からのご意見)

- ・県道 37 号（県道日立常陸太田線）は、10 トンダンプが道幅すれすれを通っている。センターラインがないところもあり、危ない。
- ・梅林通りや県道 37 号（県道日立常陸太田線）は、生活道路であり、近隣には小学校や保育園がある。大型トラック同士ではすれ違うのもやっとで、上諏訪橋から候補地までは歩道もない。
- ・周辺には高齢の住民が多く、車の運転もしている。散歩をしている高齢者も多いので交通事故が心配。
- ・諏訪梅林の出入りが非常に危ない。ガードレール、カーブミラーなどの設置をお願いしたい。
- ・搬入車両の時間制限や交通制限などをお願いしたい。
- ・油縄子交差点や諏訪小学校の下の団地に監視カメラをつけてはどうだろうか。
- ・諏訪小学校周辺で交通規制がかかっているところを通っている車がある。監視員をつけることを検討願いたい。
- ・搬入車両の道路上での待機が懸念されるので、車両待機場所を造ってほしい。

〈県の回答〉

- ・県道 37 号（県道日立常陸太田線）について、交通安全上の危険箇所等の基礎調査に着手しており、住民説明会での意見も踏まえ、道路の改良や歩道の設置、ガードレールなどの設置等、交通安全対策について検討してまいります。
- ・搬入車両の時間制限や交通制限についても、通勤・通学時間を考慮した搬入時間の調整や、市街地における車両通行禁止区域の設定などの対策も講じていきたいと考えております。
- ・カメラ設置や監視員の配置も含め、監視対策についても検討してまいります。
- ・場内での車両待機場所について、施設配置計画とともに、今後策定する基本計画の中で検討してまいります。

(4) 渋滞対策について

(皆様からのご意見)

- ・国道6号や油縄子交差点は今まで渋滞がひどい状況である。
- ・搬入車両が想定100台／日のことであり、道路渋滞が懸念される。搬入車両の時間制限なども含め、交通渋滞対策が必要だ。
- ・梅林通りの交通量の増加や渋滞により、自宅から出づらくなる。
- ・梅林通りの油縄子交差点部分は、右折レーンが短いので、右折待ちのために渋滞が起こる。変則十字路があるので、こここの改良は難しいと思う。

〈県の回答〉

- ・日立市内の交通渋滞については承知しており、現在も、国道6号の大和田拡幅、国道245号の4車線化、真弓トンネルなどが事業化されており、こうした事業を着実に進め、国に対しても市と連携して要望をしてまいります。
- ・特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、車両ごとの搬入時間を設定するなどの対応を検討してまいります。
- ・また、想定アクセス道路である県道37号（県道日立常陸太田線）について、交通安全上の危険箇所等の基礎調査に着手しております。また、住民の皆様からのご不安の声をいただいている箇所の最新の交通量調査も行ってまいりますので、これらの調査結果を踏まえ、渋滞対策についてもしっかりと検討してまいります。

(5) 建設中の工事車両対策について

(皆様からのご意見)

- ・建設工事中の交通渋滞対策、交通安全対策をお願いしたい。
- ・建設工事車両の増加が心配。搬入時間の制限などの配慮をお願いしたい。

〈県の回答〉

- ・建設工事にあたっては、工事車両や資材運搬車両の搬入時間の調整や、走行頻度、走行速度等を極力抑えるよう配慮した作業計画の立案を指導するなど、渋滞や騒音の抑制に努めてまいります。

2 周辺環境への影響について

(1) 騒音・振動について

(皆様からのご意見)

- ・今でも、ダンプカーが通るとテレビの音が聞こえなかったり、会話がかき消されるくらいいうるさい。
- ・車両通行の騒音や振動が今でもひどい状況なので、騒音問題に配慮してほしい。また、騒音・振動のモニタリングをお願いしたい。

〈県の回答〉

- ・今後実施する環境影響調査の中で、車両通行に伴う騒音・振動による影響についても調査し、生活環境に支障がないよう必要な対策について講じてまいります。
- ・騒音・振動のモニタリングについては新処分場の開所後も実施してまいります。

(2) 運搬時の廃棄物の飛散について

(皆様からのご意見)

- ・車両が廃棄物を持ってくる際、シートを被せるだけでは、運搬中道路に灰などが落ちてしまうのではないか不安。コンテナなどに入れて絶対漏れないように運んでほしい。
- ・ トラックからの粉じんはないのか。

〈県の回答〉

- ・産業廃棄物の運搬にあたっては、廃棄物処理法に基づく収集運搬基準に従い、廃棄物が飛散や流出しないような措置を講じなこととなっております。
エコフロンティアかさまでは、運搬業者に対し、契約時に荷台へのシート掛けのほか、搬入する廃棄物の種類に応じて、フレコンバック等への梱包などの指導をしており、さらに、随時、搬入車両の監視も実施しております。
- ・また、帰路については、荷台やタイヤに付着した廃棄物が飛散しないように、運搬業者に対し、処分場内での荷台洗浄や自動タイヤ洗浄機によるタイヤ洗浄を指導しております。
- ・新処分場での廃棄物の運搬時の廃棄物の飛散防止についても、今後基本計画の中でしっかりと検討してまいります。

(3) 水質について

(皆様からのご意見)

- ・簡易水道の水源が地下水であるため、処分場整備による枯渇や汚染が心配である。
- ・今回の熊本のような大雨が降った場合、鮎川に汚染物質が流れ出ることがないのか不安である。
- ・候補地周辺には災害井戸もある。鮎川や周辺井戸水の水質についてモニタリングをお願いしたい。

〈県の回答〉

- ・整備予定の管理型最終処分場は、浸出水による公共用水域や地下水の汚染を防止するため、廃棄物処理法により遮水工の設置や浸出水の処理装置の設置が義務付けられております。
- ・新処分場でも国の基準以上の遮水構造や、廃棄物の受入基準の設定などにより、地下水への汚染防止を図るとともに、浸出水は施設内で処理した後に公共下水道に放流することなどにより、周辺の公共用水域の保全を図ってまいります。
- ・また、今後策定予定の基本計画の中で、整備候補地及び周辺地域における地下水の利用状況等を調査するとともに、環境影響調査を実施し、必要な対策を実施してまいります。
- ・鮎川や周辺井戸水の水質についてもモニタリングを実施してまいります。

(4) 処分場の臭いについて

(皆様からのご意見)

- ・エコフロンティアかさまに埋立てられている廃棄物の臭いはどうなのか。

〈県の回答〉

- ・臭気については、個人差もありますが、臭気調査では、「臭いを感じしない」レベルとなっております。
- ・廃棄物処理の臭いの原因は食べ物などの有機物ですが、エコフロンティアかさまでは受入れていないため、他の処分場に比べて、臭いは大幅に少なくなっています。

(5) 自然環境や健康への影響について

(皆様からのご意見)

- ・新処分場の設置や運営により、自然環境や健康に影響、被害が見られた場合、県、事業団が責任をもって面倒を見るのか。

〈県の回答〉

- ・茨城県と（一財）茨城県環境保全事業団が責任をもって対応してまいります。

(6) 観測データの公表について

(皆様からのご意見)

- ・エコフロンティアかさまでは、モニタリング表示板を設置し、地下水の観測データ等を24時間表示しているそうだが、新処分場の観測データについて全てホームページで公開し、いつでも分かるように情報公開すべき。

〈県の回答〉

- ・ホームページでの公開や、住民の方がいつでも見られる場所へモニターを設置するなど、今後基本計画の中で対応を検討してまいります。

3 水処理について

(1) 遮水シートについて

(皆様からのご意見)

- ・遮水シートの耐久性は 50 年とのことだが、その科学的根拠を教えてほしい。
- ・遮水シートが破れた場合、漏水検知システムにより破損箇所を修復できるとのことだが、廃棄物が埋まっている状態で可能なのか。
- ・遮水シートの耐用年数が経過したあとはどうなるのか。

〈県の回答〉

- ・日本遮水工協会では、供用中の最終処分場より遮水シートをサンプリングし（66 サンプル）、その性能と総日射量の関係を解析した結果、不織布等の遮光マットを敷設することによって、50 年以上は十分な性能を保持できると報告しております。
- ・また、平成 15 年 10 月 27 日の福岡高等裁判所の判例では、「評価試験においては、太陽光線、熱、オゾン、酸、アルカリに対して 50 年以上の耐久性を有していることが認められる。」とされております。
- ・エコフロンティアかさまでは、遮水シートの破損事例はありませんが、他県において遮水シートの破損が発生し、修復した事例があり、技術的には可能となっております。
- ・遮水シートの耐久性は、施設の維持管理期間よりも長く、50 年以上の耐久性が認められております。現処分場では、万が一、遮水シートが破れた場合でも、早期に漏洩を検知できるシステムの設置や、遮水性能を持つベントナイト混合土や水密性アスファルトコンクリートなど法令に定められた基準を上回る多重構造とすることなどにより、浸出水による汚染防止対策を講じております。安全性を向上させております。
- ・埋立終了後、施設を廃止するまでの 20 年程度の間は、引き続き、浸出水の処理や地下水の水質検査を行うなどしてしっかりと管理してまいります。その後、埋立処分場の内部からのガスや浸出水が国の基準以下になっていることを 2 年以上確認した後、施設を廃止することができるようになります。
- ・新処分場の遮水構造については、今後策定予定の基本計画で検討してまいりますが、国の基準以上の遮水構造や、最新の技術も取り入れ、万全な遮水対策を講じていく予定です。

(2) 浸出水処理施設について

(皆様からのご意見)

- ・水処理施設が故障したら、どのように対応するのか。
- ・停電しても大丈夫なのか。

〈県の回答〉

- ・浸出水処理施設については、定期的な設備点検と補修を行っており、予防保全に努めています。また、設備の故障や停電があった場合には、浸出水を貯留することができる調整槽を設置しておりますので、一時的に処理施設が停止しても対応することができます。
- ・新処分場については、基本計画の中で浸出水処理施設の規模等の検討をしてまいります。

(3) 下水道について

(皆様からのご意見)

- ・下水道管を敷設したのは約40年前であり、これから40年以上処分場からの処理水流すことに耐えられるのか。下水道対策を考えてほしい。
- ・下水道処理施設の容量は大丈夫なのか。

〈県の回答〉

日立市の下水道課に次のとおり確認をしております。

- ・新処分場から一番近い公共下水道の接続先は諏訪梅林付近です。そこから池の川処理場までの下水道管は、計画的に管内調査を実施し、必要な修繕を行うなど適切に維持管理を行い、健全な状態を確保しています。さらに、耐震化対策を実施しており、東日本大震災クラスの地震が発生しても、流下機能を保持できます。将来に向け、引き続き施設の適切な維持更新に努めていきます。
- ・池の川処理場の処理容量については、新処分場からの放流量がエコフロンティアかさまと同等の400m³/日の想定であれば、処理可能な容量です。

(4) 異常気象対策について

(皆様からのご意見)

- ・豪雨があった場合、処分場から雨水が溢れることはないか。

〈県の回答〉

- ・管理型最終処分場では、雨水については、埋立地に降った雨水（浸出水）と埋立地以外の敷地に降った雨水に分けて処理しております。
- ・浸出水処理施設には、相当程度の大暴雨でも処分場から溢れるといった事態に至らぬよう、大きな調整槽を設けております。
- ・エコフロンティアかさまの浸出水処理施設は、約1万m³の調整槽を設けて、豪雨時に発生する浸出水量を一時貯留できる設計としているため、開業以降、最大日降雨量である202mm（H23.9.21）の降雨や、最大1時間降雨量である81.5mm/h（H21.8.7）の降雨の時でも、支障がありませんでした。
- ・また、1日200mmの降雨の場合、約2万トンの水量となり、その約4割は浸透する途中で蒸発します。浸出水としては、残りの約6割である約1.2万トンが2～3日かけて出てくるので、調整槽に貯留し、処理量を均等にして処理をしていきます。
- ・また、防災調整池（雨水調整池）は、（時間あたり最大降水量約200mmを想定して）、約1.9万m³の容量で設計されているため、81.5mm/hの降雨の時でも、支障がありませんでした。※想定雨量は1/200年確率の降雨です。
- ・新処分場の浸出水処理施設につきましては、基本計画の中で、近年の豪雨による降雨量なども踏まえて検討してまいります。
- ・埋立地以外の敷地等に降った雨水は、廃棄物に触れないことから、大型の雨水調整池を設けて、一時貯留し、水質を確認した上で、河川等に放流することを想定しており、基本計画の中で、近年の豪雨による降雨量なども踏まえて、雨水排水対策を検討してまいります。

(皆様からのご意見)

- ・埋立地に屋根があつた方がいいのでは。

〈県の回答〉

- ・想定としては屋根がない開放型（オープン型）を予定しています。

4 地質・地盤について

(1) 活断層について

(皆様からのご意見)

- ・活断層はないのか。

〈県の回答〉

- ・活断層や活断層の疑いのある地形について、文献により調査した結果、日立市諏訪町では確認されませんでした。

(2) 地盤について

(皆様からのご意見)

- ・石灰岩は水に溶けると思うし、整備候補地周辺には鍾乳洞があり、強度は大丈夫なのか心配。地盤の調査を行ってほしい。
- ・石灰岩の地層には穴が多いと思う。
- ・石灰岩質は弱いと思う。

〈県の回答〉

- ・地形・地盤については、「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会」で評価を行っております。整備候補地の地盤は不透水性の岩盤であり、地盤の支持力も大きいことから、堅固な地盤であり、有識者による現地調査でも、地形上から良好な岩盤との評価をしております。また、表層地盤の揺れやすさについて、防災科学研究所が公表している表層地盤增幅率というデータにより評価を行い、日立市諏訪町は、この数値が 0.57 (1.4 未満が良評価) であり、候補地の中で最も小さい値でした。
- ・石灰岩については、空洞が存在する可能性があり、また、地下水の状況によっては遮水や排水など施工上の注意が必要であるため、今後、現地踏査、ボーリング調査を実施し、その結果も踏まえ、地下水や宙水（※）の有無、空洞の存在及び深度を確認するため必要な調査を行ってまいります。
- ・地質調査の結果を基に、強度の評価を行い、施工場所・工法を検討してまいります。

※宙水（ちゅうすい、ちゅうみず）：地下水表面の上方にある局部的な不透水層（粘土層）に滞水した地下水

5 受入廃棄物について

(1) 放射性物質を含む廃棄物について

(皆様からのご意見)

- ・放射性廃棄物は受け入れるのか。
- ・高萩市で環境省の指定廃棄物処分場建設について反対されたから日立市に産廃の処分場を造るのか。
- ・エコフロンティアかさまでは、放射能汚染された土は受入れていないのか。
- ・福島原発事故後、特別措置法により、放射性物質を含む廃棄物でも 8,000Bq/kg 以下（事故由来廃棄物）であれば、管理型処分場で埋立ててよいとされているが、エコフロンティアかさまでは受け入れているのか。

〈県の回答〉

- ・新たな処分場で放射性廃棄物を受け入れる予定はありません。
- ・今回、日立市を整備候補地とした産業廃棄物の最終処分場は、環境省が高萩市に整備しようとした指定廃棄物の処分場とは全く別のものです。
- ・エコフロンティアかさまでは、放射能で汚染された土は受入れておりません。
- ・福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を含む廃棄物のうち、放射性物質が国が定める基準 (8,000Bq/kg) 以下の場合、廃棄物処理法により通常の管理型処分場において処理することが可能とされており、エコフロンティアかさまでは、地元との協議のもと、同意をいただき、一時期 (H23～H25), 4,000Bq/kg 以下の廃棄物の受入れをしました。

(2) 医療廃棄物について

(皆様からのご意見)

- ・医療廃棄物は受け入れる可能性があると考えていいのか。
- ・エコフロンティアかさまの受入廃棄物の中に、医療廃棄物があるとのことだが、感染性のものが埋められた場合、水処理施設で細菌やウイルスは除去されるのか。

〈県の回答〉

- ・医療廃棄物は無害化処理しなければ埋立処理ができませんので、最終処分場に直接受入れることはできません。
- ・最終処分場に感染性のものが直接埋立てられるということはありません。
- ・エコフロンティアかさまでは、溶融処理施設において医療廃棄物を溶融しており、その後に残るスラグは、埋立保護材として利用しております。

(3) アスベストについて

(皆様からのご意見)

- ・有害物質の受入れは。アスベストは受け入れるのか。

〈県の回答〉

- ・アスベストは、工作物に吹き付けしている飛散性を有するアスベストと、スレートなどの外装材や床タイルなどに含まれている非飛散性のアスベストに分かれます。

- ・エコフロンティアかさまでは、飛散性を有するアスベストは「はいせきめん廃石綿」として、溶融処理して無害化を行っております。

一方、非飛散性のアスベストは「せきめんがんゆうさんぎょうはいきぶつ石綿含有産業廃棄物」として、ブルーシートで二重梱包、又はフレコンバッグに梱包し、埋立処理を行っております。

- ・新処分場での受入品目については、今後策定予定の基本計画で検討してまいります。

(4) 県内廃棄物について

(皆様からのご意見)

- ・県内の廃棄物は、どの地域からの廃棄物が多いのか。

〈県の回答〉

- ・エコフロンティアかさまでの搬入廃棄物については、県内からは県央地域が約4割、県南地域が約3割、鹿行・県西・県北地域がそれぞれ約1割となっております。

県央地域が多いのは、現処分場が県央の笠間市にあることから、利便性が良いということも考えられます。

- ・新処分場が日立市に整備されると、日立市内や県北地域からの運搬が近くなりますので、県北地域からの廃棄物の受入が増えることが予想されます。

(5) 県外廃棄物について

(皆様からのご意見)

- ・廃棄物の受入は県内の産業廃棄物のみか。県外の産業廃棄物も受入れするのか。

〈県の回答〉

- ・新処分場については、基本的には県内産業廃棄物を受入する予定ですが、環境省の廃棄物処理センターの指定を受けた（一財）茨城県環境保全事業団が事業主体であり、他県の災害廃棄物の処理など、廃棄物処理センターの役割として、広域処理の対応も必要と考えております。
- ・県内産業廃棄物の受入が大原則となります。公共関与の処分場の役割として、県外の廃棄物の受入についても、基本計画の中で検討してまいります。

(6) 受入基準について

(皆様からのご意見)

- ・放射性廃棄物は受け入れないとというが、万が一、受入廃棄物の中に混入すると不安なので、受入基準や検査項目に放射性物質濃度を入れてほしい。

〈県の回答〉

- ・今後策定予定の基本計画の中で、種類ごと受入基準や検査項目の判断基準について検討してまいります。

(7) 検査体制について

(皆様からのご意見)

- ・違法な廃棄物が入ってくるのを確認するのは、目視、展開検査だけでいいのか。
- ・AIを活用するなど、最新の技術を採用してほしい。

〈県の回答〉

- ・検査体制については、今後策定する基本計画で検討していくことになりますが、現在実施している受入廃棄物の搬入時の目視検査や展開検査等のほか、最新の技術を活用した検査システムの導入についても検討してまいります。

6 選定過程について

(1) 評価手法について

(皆様からのご意見)

- まる〇の数だけで日立市に決まったが、評価項目によって重みが違うと思う。項目ごとに重点配分すべきではなかったのか。
- 生活道路を通らなければならないことを考慮していないのでは。
- 日立市諏訪町1箇所に絞らず、同時に複数箇所で整備すればよいのではないか。

〈県の回答〉

- 有識者による「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会」で選定された3箇所の整備可能地の中から、自然環境への影響、生活環境への影響、事業効率性の3つの観点から評価し、「処分場整備に伴う影響や懸念が生じない、又は事業効率性が高い」ところについては〇評価、「影響や懸念が生じる、又は事業効率性が低い」ところは△評価をし、県として整備候補地を選定させていただきました。
- その中でも、生活環境への影響が最も直接的に住民の皆様に関わる問題であることから、他の2つの観点よりも項目を幅広く（多く）設定し評価したものです。
- また、交通アクセスについては、想定ルートについて、一部市街地や小学校を通ることから、生活環境への配慮が必要であるため、△評価としております。具体的な対策は、今後、皆様からのご意見を伺いながら検討してまいります。
- なお、複数箇所の整備については、整備費用が莫大であることや、複数箇所での中長期にわたる整備・事業運営となることなどから、難しいと考えております。日立市諏訪町が最も最終処分場に適していると判断させていただいたものであり、日立市において現処分場と同様の安全安心な最終処分場整備、運営や地域の方々との信頼関係の構築を実施してまいりたいと考えております。

(皆様からのご意見)

- 市町村から処分場整備候補地の推薦をさせなかつたのか。

〈県の回答〉

- 今回は外部有識者による検討委員会において選定された3箇所の中から、県として、整備候補地を選定いたしました。
- 市町村に対しましては、「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方に関する基本方針」策定後に説明を行うとともに、各首長に対しても、検討委員会の実施状況について報告しております。

(2) 公表について

(皆様からのご意見)

- ・もっと早く住民に知らせてもらいたかった。
- ・1箇所に決める前の段階で知らせるべきだったのではないか。

〈県の回答〉

- ・「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会」における整備可能地選定の過程につきましては、透明性の確保を図るため、整備可能地の特定に関する情報を除いた、評価項目・絞り込み箇所数については、その都度、県のホームページに公表してまいりました。
- ・具体的な地名を整備可能地の選定の過程でお知らせをすると、候補地選定の審議等に支障をきたすおそれがあると考えたことによるものであり、ご理解をいただければと思います。

(3) 評価の見直しについて

(皆様からの御意見)

- ・県の評価について納得がいかない。日立市民が反対したら、他の2箇所で再度選び直すのか。
- ・コミュニティや自治会が皆反対と言えば建設されないので。

〈県の回答〉

- ・県としては、日立市諏訪町が、3箇所の整備可能地の中でも、最も最終処分場に適していると判断し、整備候補地として選ばせていただいたものであり、他の2箇所で再度選び直すことは考えておりません。日立市民の皆様にご理解いただけるよう、努力してまいります。

(4) 次の処分場の検討について

(皆様からのご意見)

- ・日立市諏訪町が将来満杯になり埋立終了した場合、その次の施設は残った2箇所の整備可能地から決めるのか。

〈県の回答〉

- ・新処分場の埋立期間は、概算で約23年間と想定しております。そのため、その次の施設整備について検討が必要になるまでには、相当の時間があることから、その間に社会的な条件や土地利用の状況が変化するものと想定しております。
- ・その次の施設整備をする際には、改めて候補地の選定を一から行うことになると考えております。

7 新処分場の整備について

(1) スケジュールについて

(皆様からのご意見)

- ・建設工事はいつからか。建設期間は。
- ・今後の整備スケジュールは。

〈県の回答〉

- ・エコフロンティアかさまの埋立終了時期が令和7年度中と見込まれているため、県内産業の安定した経済活動を支えていくためにも、令和7年度中の供用開始を目途に整備を進めていきたいと考えております。
- ・令和7年度の供用開始をするためには、建設工事については、工事期間が約2年半を要することから、令和5年度には着工できればと考えております。

(2) 新処分場の埋立・維持管理期間について

(皆様からのご意見)

- ・新処分場の埋立期間は何年か。
- ・埋立が終了した後は、維持管理はどうなるのか。また、誰が維持管理するのか。

〈県の回答〉

- ・新処分場の埋立期間は、現時点では、23年程度を想定しており、今後、策定する基本計画の中で、候補地の測量等の調査を実施した上で、処分場の規模や埋立期間についても検討してまいります。
- ・埋立終了後も、施設を廃止するまでの20年程度の間は、引き続き、事業主体であります（一財）茨城県環境保全事業団が、浸出水の処理や地下水の水質検査を行うなどしてしっかりと管理してまいります。その後、環境省の「一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき、埋立地の内部からのガスや浸出水が国の基準以下になっていることを2年以上確認した後、施設を廃止することとなります。

(3) 埋立方法について

(皆様からのご意見)

- ・廃棄物が積みあがった場合崩壊しないのか。
- ・新たな処分場については現況の土地を掘って作るのか。

〈県の回答〉

- ・エコフロンティアかさまでは、各地盤高の埋立を開始する前に、あらかじめ土堰堤を造成し、その内側に廃棄物を埋め立てています。
- ・なお、^{どえんてい}土堰堤については、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（全国都市清掃会議）」に示されている法面勾配及び小段幅の基準に準拠しており、堰堤の崩壊等については、強度計算により安全性を検証しております。
- ・最終処分場の整備に当たっては、現況の地形を利用することで考えておりますが、今後策定予定の基本計画の中で地盤等の調査を実施し、安全な構造や工法を検討してまいります。

(4) 跡地利用について

(皆様からのご意見)

- ・埋立が終わった後は何に使うのか。もし、跡地整備する場合に誰が整備するのか。
- ・誰が管理するのか。

〈県の回答〉

- ・埋立終了後は20年程度水処理など引き続き管理を行って廃止した後に跡地が利用できることとなります。全国の事例としては、公園や太陽光発電、運動場などに利用されております。
- ・跡地利用やその整備・管理については、地域住民の意向を十分踏まえた上で、県と地元自治体、事業主体である（一財）茨城県環境保全事業団で協議していくことになると考えております。

(5) 中間処理施設について

(皆様からのご意見)

- ・県は最終処分場だけではなく、中間処理施設も整備するのか。
- ・最終処分場が整備された場合、中間処理施設の整備が、済し崩し的に進められることが心配。
- ・中間処理施設はどのような施設を予定しているのか。

〈県の回答〉

- ・中間処理施設の併設につきましては、今後の廃棄物処理の動向、候補地周辺地域における民間処理施設の設置状況、地域産業との連携の可能性などを勘案しながら、必要性も含め、日立市と協議して、基本計画の中で検討してまいります。
- ・現時点で、導入する中間処理施設は決まっておりません。

(6) 地域振興事業について

(皆様からのご意見)

- ・地域振興事業はどういうものか。
- ・施設を受け入れることによる日立市のメリットは何なのか。
- ・処分場設置により雇用は生まれるのか。
- ・候補地周辺には、諏訪梅林や鮎川もある。市民の憩いの場ができるよう周辺整備をお願いしたい。

〈県の回答〉

- ・地域振興事業については、日立市や市民の皆様のご意見を伺いながら、具体的な事業について検討してまいります。
- ・日立市は工業都市であり、日立市内の排出事業者の利便性の向上や廃棄物処理の効率化につながることが考えられます。
- ・また、処分場設置に伴い、固定資産税や法人住民税などの収入が見込まれます。
- ・建設工事期間中や稼働後の施設維持管理業務等において、地元の方々の協力を得ることが想定されますことから、雇用の発生が見込まれます。
- ・候補地周辺には、地元の皆様が大切にされている諏訪梅林や鮎川などの地域資源もありますことから、周辺環境整備について、県からも提案させていただきながら検討してまいります。

8 エコフロンティアかさま開業後の地域共生への取り組みについて

(皆様からのご意見)

- ・エコフロンティアかさま開業後、住民からの苦情やトラブルはあったか。
- ・笠間市民とこれまでどう信頼関係を築いてきたのか。

〈県の回答〉

- ・開所時は、搬入車両に掲示を義務づけている登録証の忘れなどに対する苦情がありましたが、近年はほとんど苦情はありません。
- ・エコフロンティアかさまでは、基本指針として「地元との共存共栄」を掲げております。施設の運営にあたっては、地元の皆様の理解と協力が得られなければ成り立たないと認識しております。このため、地元の皆様との常日頃からのコミュニケーションの中で出されたご意見・ご要望を施設運営に生かすとともに、施設運営状況や環境モニタリング結果の情報公開に努め、信頼関係を構築してまいりました。
- ・今後とも、地元とのコミュニケーションを積極的に図り、廃棄物処理に係る透明性の確保や地域の振興を図ることで、より一層の信頼向上に努めてまいります。

9 廃棄物削減への取り組みについて

(皆様からのご意見)

- ・^{スリーアール} 3 R とは何か。
- ・廃棄物の排出抑制は進めていないのか。
- ・最終処分量を少なくする取り組みをしていないのか。
- ・埋立てに頼らない廃棄物の処理方法の研究は進めているのか。

(県の回答)

- ・県では、サステイナブル (Sustainable [持続可能]) な循環型社会の形成を目指として、それに向けた取り組みを進めております。
- ・循環型社会形成のためには、廃棄物の発生源である全ての県民や事業者が、それぞれに当事者意識を持って、廃棄物の発生抑制をはじめとする ^{スリーアール} 3 R (リデュース Reduce [排出抑制], リユース Reuse [再利用], リサイクル Recycle [再生利用] の総称) に、主体的に取り組んでいくことが必要となっております。
- ・また、最終処分場の残余容量がひっ迫する状況下においては、最終処分場を安定的に確保し、適正な処分を行うことも、循環型社会形成に向けた重要な取り組みのひとつとなっております。
- ・埋立てに頼らない処分方法については、例えば、コンクリートがらやアスファルト・コンクリートなどは、以前は、埋立処分されることが多かったのですが、現在では、RC材という工業製品に加工され、道路の路盤材に活用されるようになっております。
- ・しかしながら、廃棄物処理の現状として、廃棄物の性状も多様化している傾向にあり、混合廃棄物などリサイクルによる最終処分量の削減が困難な廃棄物も増えていることから、引き続き、3 R の取り組みや最終処分場での適正な処分の実施により、循環型社会形成に一層取り組んでまいります。

10 その他

(皆様からのご意見)

- ・最終処分場は必要な施設であるのは理解したが、諏訪に造るのは反対である。イメージが悪化して若い人が戻って来なくなり、過疎が進んでしまう。
- ・諏訪学区の住民が反対なら建設しないのか。この案件は、今後どのような手続きで進んでいくのか。
- ・令和7年度の供用開始までに課題をすべて解消できるのか。課題への対応策をどの時点で示してもらえるのか多くの方が不安である。ロードマップを示して欲しい。

(県の回答)

- ・県といたしましては、循環型社会のモデル地域となるような、環境負荷の低減などの取り組みをリードする施設整備をさせていただきたいと考えております。
日立市は、ものづくり産業が集積した工業都市であり、市内企業の廃棄物処理の効率化にも大きなメリットがあると考えております。環境都市宣言をしている日立市にふさわしい施設整備ができるよう努めてまいります。
- ・現在、県としましては、施設整備の受入れを日立市長へ要請している段階です。
日立市長から受入れ承諾の回答をいただけるよう、住民説明会などを通じ、皆様にご理解をいただけますように努めてまいります。また、皆様からいただきました様々なご意見につきましても、その対応ができるだけ早い段階でお示しできるよう、検討しているところです。
- ・基本計画の策定時期など、令和7年度の供用開始に向けたロードマップにつきましても、今後、お示ししたいと考えております。